

# プロポーザル提案書評価基準

## 1 評価方法について

- (1) 評価委員は、提出された提案書により、以下に示す評価項目ごとに評価を行います。評価点の満点は440点とします。
- (2) 評価は絶対評価とし、評価項目ごとに下表のとおり評点をつけることで行います。評価点を算出するにあたり、重点項目については、2を乗じることとします。
- (3) ワーク・ライフ・バランス等に関する取組の評価については、別表「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組に係る評価基準」に記載した項目について、項目に沿って加算します。

評価	内 容	評点
A	高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある	5
B	高い水準で満たしている	4
C	満たしている	3
D	満たしていない	2
E	著しく不適当	1

## 2 評価項目及び配点について

次に掲げる評価項目について評価を行います。

評価項目	評価の主な着眼点	評価の換算式 ( )は加重倍率	配点割合
<b>1 業務実施方針</b>			<b>100/440</b>
(1) 業務実施方針・業務目標	・業務の目的及び委託内容を理解しているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(2) 業務スケジュール	・業務の実施に際し、無理のないスケジュールが組まれているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
<b>2 業務実施体制</b>			<b>30/440</b>
(1) 業務実施体制	・業務を確実かつ迅速に実施できる体制・人数・資質が整っているか。	15点	15/440
(2) 業務実績	・実施業務につながる受託実績もしくは活動実績があり、提案の実現性が裏打ちされているか。	15点	15/440
<b>3 歴史的資源の調査及び整理</b>			<b>50/440</b>
調査項目及び調査内容、調査結果のとりまとめ方法	・調査項目及び調査内容は的確か。工夫がみられるか。 ・調査結果のとりまとめ方法に工夫がみられるか。今後の活用が見込めるか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
<b>4 事業計画策定</b>			<b>200/440</b>
(1) 現況の課題整理の方法	・現況の課題整理の方法は的確か。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(2) 歴史団体等へのヒアリング等の調査方法	・歴史団体等へのヒアリング等の調査方法に工夫がみられるか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(3) 事業の方向性検討の案	・魅力を発信する対象者(年齢層、属性等)は明確か。各対象者に相応した具体的な取組になっているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440

(4) 事業の提案	・事業の提案は求められていることを十分に理解したものになっているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
<b>5 資料展示の実施計画</b>			<b>50/440</b>
資料展示の実施計画	・実現性の高い実施計画となっているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
<b>6 ワーク・ライフ・バランス等に関する取組</b>			<b>10/440</b>
	・下記表によること。	10点	10/440
	<b>合計</b>		<b>440/440</b>

### ワーク・ライフ・バランス等に関する取組に係る評価基準

評価項目 (配点)	評価の注目点	配点
ワーク・ライフ・バランス に関する取組 (6点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）	2点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算）	2点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）、よこはまグッドバランス賞の認定、青少年の雇用の促進等に基づく認定（ユースエール）の取得	左記認定のいずれか1つ以上を取得していれば2点
障害者雇用 に関する取組 (2点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成（従業員43.5人以上の場合）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	2点
健康経営 に関する取組 (2点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている	2点

### 3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者との契約について、横浜市戸塚区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 合計得点が同一であった場合には、委員の投票により順位を決定し、最も順位が高い者を受託候補者とします。
- (3) 委員の投票結果も同一となる場合は、第一位候補者の決定を評価委員長に一任します。
- (4) 評価項目3、4及び5のうち、過半数の委員がE評価とした項目が1つ以上あった候補者は失格とします。